

# 令和4年2月分「市民の声」一覧

| 受付日  | 完了日   | 件名・内容  | 対 応   | 担当課   |
|------|-------|--|---|-------|
| 2月1日 | 2月14日 | <p><b>小学校の特別支援教育、学習指導員の配置について</b></p> <p>市の教育基本構想等では、すべての子どもの学びをサポートし取り残さない謳われていて、しばしば子どもも理念が書かれたプリントを持ち帰ってきていますが、実際の現場の現状は、理念理想からは大きく乖離しているため、早急な改善を望みます。</p> <p>発達障害児や学習障害児の一部の児童は、特性の現れ方によっては、表面的にはわかりづらい、理解されづらい苦手や困難を抱えています。</p> <p>そのような子どもたちは、支援級に行くまでもなく、普通級で学ぶしかないのが現実です。</p> <p>子ども自身は、わからない、出来ない理由がわからず、SOSが出せないまま、立ち止まってしまったり、回避行動をしてふざけてしまったりしてしまうため、真面目でない子、できない子と思われて、叱られたり、見過ごされたりしています。</p> <p>そういった子どもたちは、状況に応じたその場での少しの継続的なサポートや配慮で、スムーズに学校生活を送れるにも関わらず、支援指導員は学校に対して2人と、信じられないほどわずしか配属されておらず、サポートの手がまったく届いていないのが現状です。</p> <p>現実、外に飛び出したり、立ち歩いたりする生徒もいる中で、学校あたりたった2人しか配属されていない支援指導員は、そういった子どもの安全確保に追われており、見えにくい困りごとを抱えた子どもたちは、たまに運が良ければサポートを受けられるという状況です。</p> <p>合理的配慮や支援の必要な子どもは学級の1割近くいると言われていたのに、15クラス以上ある学校に支援員はたった2人です。</p> <p>現場の先生方も、わかっていながらも手が回らなく歯がゆく感じておられるのが感じ取れます。</p> <p>どうか、早急に学習指導員の大幅増員をお願いいたします。</p> <p>そうでなければ、すべての子どもの学ぶ権利を守れていないと思います。</p> <p>また、小学校のクラス定員がもっと少人数になればもっと行き届く環境になると思います。35人目いっぱいクラスでは、安全さえ確保するのが困難ではないかと感じるくらいです。</p> <p>それから、特別支援教育の制度の運用がまだまだ未成熟だとおもいます。利用したくても、どのようなことができるのか、利用する手順などもわかりづらく、現場の先生方も知らないことがあるようです。制度が理念のみになっています。</p> <p>現実的な運用規定を整備したり、支援員の教育、先生方や保護者への教育や啓蒙まで落とし込んで行って欲しいと思います。</p> <p>そのためにも、支援員の増員、少人数学級の検討を、早急をお願いいたします。</p> | <p>日頃より本市学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>小学校のクラス定数は、これまで1年生35人、2年生から6年生まで40人を上限とする法律の下、静岡県では他県に先駆けて独自に全学年において35人を上限とする取組が行われてきました。</p> <p>法律改正により、本年度から国の基準においても、全学年において35人を上限とする編制に段階的に移行することとされておりありますが、本市としては引き続き定数の一層の改善を国及び県に要望してまいります。</p> <p>こうした中、本市においては、小学校1年生の通常の学級や特別支援学級を中心に、各学校のクラス数や個別の実情に応じた柔軟な支援を行う児童生徒支援員のほか、学習につまずいている児童生徒の個別支援を行う放課後学習支援員等を、独自の取組として配置しております。</p> <p>今後とも、各学校における困り感を抱えがちな学年やクラスに対しては、支援員の柔軟な運用により重点的な支援ができるよう、学校とも連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、様々な特性を有する児童に対する「学びの保証」のための特別支援教育については、特性や制度に係る正しい知識を全教職員が共有することが不可欠であることから、特別支援学級設置校のみならず、それ以外の学校においても教職員に対する研修に取り組んでまいります。</p> | 学校教育課 |
| 2月3日 | 2月17日 | <p><b>沼津西地区の公園について</b></p> <p>1歳と4歳の子を持つ母です。2年前に香貫地域から愛鷹地域へ引っ越してきました。</p> <p>そこで思うのは、愛鷹地域の公園の少なさです。我家から歩いて行ける距離に遊具のある公園がありません。(香貫地域に住んでいたときは歩いて行ける距離に2つ遊具のある公園がありました。)</p> <p>コロナ禍で室内で遊ぶには抵抗があり、支援センター等には行っていません。</p> <p>近くの幼稚園等の園庭開放も、コロナの感染状況がひどくなるとやらないので、気軽に外で遊ぶことができません。</p> <p>ふらっと行ける位置に遊具のある公園があったらいいのと思う日々です。</p> <p>この地域に子どもが少ないのはわかりますが、この地域で子育てしていると不便で仕方ないです。</p> <p>他の保護者の方と公園について話すと、同様の意見が聞かれます。</p> <p>小さな公園でもいいので、公園を増やしていただきたいです。</p>   | <p>ご指摘のとおり、西部地区は市内でも公園が少ないエリアであり、大変ご不便をおかけしております。</p> <p>身近な公園の整備につきましては、一定規模以上の宅地開発に併せて公園用地の確保を図るほか、一定の条件に適合した空き地をお借りして市が整備し、地元自治会が管理をする空き地活用公園の整備にも取り組んでおります。しかしながら、現時点では、愛鷹地区においては具体的な計画はないのが実情です。もしお住まいの近くに空き地活用公園の適地がありましたら、自治会を通じて情報提供をお願いいたします。</p> <p>また、西部地区の公園の整備につきましては、新貨物ターミナルの整備に合わせ、一本松と桃里に緑地調整池を活かした公園の整備を、今後関係部署と連携しながら進めていく予定です。</p> <p>なお、身近な公園ではありませんが、市内には愛鷹運動公園や、片浜北公園、門池公園などの駐車場のある公園もございます。市のホームページには市が管理する公園の情報を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。</p> <p>今後も市民の皆様のご意見を参考に公園の整備・管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>   | 緑地公園課 |

| 受付日  | 完了日   | 件名・内容  | 対応  | 担当課      |
|------|-------|--|---|----------|
| 2月7日 | 2月17日 | <p><b>高齢者のタクシー等利用助成</b><br/>           高齢者の単身世帯・運転免許自主返納者等が増加するなか病院・買い物等で不便をこうむる日常が拡大しています。<br/>           このような状況のなか、当市の現状と今後について教えてください。</p>   | <p>本市では、多職種連携による地域課題への対応を進めることで、地域包括ケアシステムの推進を図っています。その中で、生活のために必要な通院や買い物が困難な高齢者のための支援として、生活支援コーディネーターを中心に多様な主体による移動支援の確保について検討を進めており、今年度は、高齢者による社会参加や地域貢献の推奨を目的として、県と連携し高齢者の移動や買物を支援するためのセミナーやボランティア養成講座を開催しております。</p> <p>また、運転免許証を自主的に返納した65歳以上の高齢者を支援するため、返納後6ヶ月以内を申請期間とし、市内の協力事業者で利用できるバス・タクシー利用助成券5,000円分を1回交付しています。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症により利用者が減少している公共交通の利用を促進するため、これまでも2回、市内在住の65歳以上の高齢者を対象にバス・タクシー共通利用券を配付してまいりましたが、今回、令和4年2月中旬から9月30日までご利用いただける共通利用券を市内全世帯へ配付いたします。</p> <p>今後とも引き続き、地域課題への対応を進め、地域包括ケアの構築を図っていきます。</p> | 長寿福祉課    |
| 2月8日 | 2月17日 | <p><b>市民体育館 他全2件</b><br/>           沼津市がこれだけコロナ感染者が続出し、減らない中、なぜ沼津市だけ市民体育館を開放しているのでしょうか。近隣の市町村は閉鎖しています。</p> <p>また、以前から疑問でしたが、近隣の市町村の体育館は、住民しか使用できないのに、なぜ沼津市だけ沼津市民以外も利用できるようにしているのでしょうか。<br/>           スポーツ好きな知人から沼津市だけ他の市町村民を受け入れているから利用するのも困難だと聞きました。</p> | <p>日頃から、市民体育館をご利用いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>市民体育館の利用に際しては、不織布マスク着用や基本的な感染防止対策の徹底をお願いしているところです。対策の中には、体調がよくない場合、身近な人に感染が疑われる方がいる場合は利用を見合わせる事となっております。また、まん延防止等重点措置が適用されてからの利用状況について、市外の利用者が特に増えているということはありません。</p> <p>自粛による健康二次被害を防ぐためにも、感染防止対策を徹底し、ご利用ください。</p>   | ウイズスポーツ課 |

| 受付日   | 完了日   | 件名・内容  | 対応   | 担当課   |
|-------|-------|--|--|-------|
| 2月9日  | 2月18日 | <p><b>遠距離児童・生徒通学援助費</b><br/> 来年度より、息子が小学校に入学しバス通学を始める予定です。遠距離児童・生徒通学援助費の申請をする為の片道3キロ以上という距離は超えています。<br/> ただ、仕事をしているため、下校は同じ学区内に住んでいる祖父母に協力をしてもらい、祖父母宅へ帰宅させて預かってもらう予定です。その為、バスでの通学は登校時の片道のみを予定しています。<br/> しかしながら、遠距離児童・生徒通学援助費の申請を出す場合の片道バス通学は「学童保育」利用の児童のみに認められると説明書類に記載がありました。<br/> 学校事務の方にも、念のため市役所の方へ確認をしていただきましたが、やはり、学童保育を利用しない児童は申請ができないという説明をいただきました。<br/> 確かに、我が家の場合は学童保育を利用しません。代わりに、学区内に住む家族の協力を得て子供の帰宅先を確保してもらっています。<br/> 学童保育を利用するかしないかで申請ができない、その違いはなんでしょうか？<br/> 子供に往復バス通学をさせて、下校時は自宅近くのバス停まで祖父母に迎えに行ってもらい、その後、祖父母宅へ連れ帰って預かってもらえば申請が可能となるのでしょうか？(しかし、それで援助費を受け取るのも違うと思えずし、時間も無駄なのでもちろんさせませんが)<br/> 今回、バス通学の遠距離児童・生徒通学援助費の申請は諦めましたが、その理由に納得がいかなかった為、ここを利用させていただきたくしました。<br/> ご回答と、今後のご検討をよろしく願いいたします。</p> | <p>この度は、新たに御入学される御子息の通学に対し、御心配をお掛けして申し訳ございません。</p> <p>遠距離児童・生徒通学援助制度につきましては、通学時の安全確保の観点から、児童生徒の通学が、同じ経路・同じ方法を基本とし、登下校時に自宅から学校まで同じバス停間を往復して、バス通学をしている児童生徒を援助する目的で制度がスタートいたしました。その後、放課後児童クラブの運営が始まり、放課後児童クラブを利用する児童は、原則、保護者が迎えに来ることから、登校時にバスを利用するための片道定期券分の援助を始めたところです。</p> <p>今回いただいたご意見を踏まえ検討した結果、令和4年度から放課後児童クラブの利用に限らず、諸事情により片道のみバス通学をされる場合も、距離要件等を満たしていれば援助の対象として取り扱うことといたしました。</p> | 学校管理課 |
| 2月16日 | 3月7日  | <p><b>沼津市立中学校生徒による自転車の危険走行</b><br/> ○月○日15時から16時の間に2度、沼津市立○中学校指定のジャージを着た子どもが自転車の2人乗りをしている場面に遭遇しました。1度目は○○病院付近、2度目は○○郵便局付近です。同じ子どもかもしれませんがそこまでは判別出来ませんでした。<br/> 大きく蛇行を繰り返し、端に避けている歩行者に対してベルを何度も鳴らす、工事現場を通る細い歩行者通路をそのままスピードも落とさずに通り抜ける等危険な走行をしていました。<br/> また、17時少し前にはスマートフォンを操作しながら片手で自転車走行する子ども(同じく○中学校指定ジャージ着用)が○○郵便局付近を通るのを見ました。<br/> ○中学校は自転車での登下校は許可されているのでしょうか。<br/> また、自転車の乗り方についての指導等は行っているのでしょうか。<br/> 歩行者に対してみだりにベルを鳴らさない、歩行者通路において歩行者の進路を妨げない等、他の学校も含めて今一度指導を行ってほしいです。</p>  | <p>市教育委員会から○中学校に確認をしたところ、自転車での登下校は許可されておりませんが、当日は、15時前に生徒が下校しているため、帰宅後に自転車の二人乗りをしている可能性もあり得るとのことでした。いずれにいたしましても、生徒が歩行者に対して危険な運転をしていることを重く受け止め、学校において自転車の乗り方について指導を行うとの回答を得ました。</p> <p>各学校においては、自転車の乗り方も含め、交通安全指導を定期的に行っているところですが、全国的に見ましても通学路における交通事故の報道が絶えないことから、改めて各学校に周知・徹底をして参りたいと思います。今後とも御理解と御協力をお願いいたします。</p>   | 学校教育課 |

| 受付日   | 完了日   | 件名・内容   | 対応  | 担当課          |
|-------|-------|---|---|--------------|
| 2月16日 | 2月24日 | <p><b>まん延防止措置期間中の子供達の生活について</b><br/>         静岡県のまん延防止措置が延長されるようですが、学校の感染症対策を緩和または廃止して頂けないでしょうか？<br/>         合奏・合唱・部活動の禁止、給食の黙食、マスク必須、少年団等の学校グラウンド使用禁止や活動禁止など、子供達に対する制限が厳しすぎます。先日は休み時間中のドッチボールも禁止されたとのことで、狂っていると思いました。<br/>         勤務先保育園では、幼い園児たちにまでマスク必須です。母親として、とても悲しい腹が立っています。そこまでしなければならぬ怖いウイルスが流行っているのでしょうか？<br/>         周りに検査で陽性になった人がたくさんいますが、無症状や喉の痛みだけとか少し熱が出ただけとか、インフルエンザ以上の脅威は全く感じません。感染しない為というよりは、濃厚接触者にならないとかクラスターを出さない為だけの対策に見えます。<br/>         我が子達は、卒団式も入学式もまともにできなかった学年です。学校生活のほとんどが感染症対策だけです。いい加減にしてほしいです。<br/>         新型コロナウイルス感染症の実効再生産数は1をきり、減少傾向になっています。<br/>         県や県の教育委員会にも意見も送りました。<br/>         是非ともご検討下さい！！</p>   | <p>日頃より、市立小学校運営に御理解、御協力をいただきありがとうございます。<br/>         新型コロナウイルス感染症については、デルタ株よりも更に感染力が強いとされるオミクロン株やその亜種の出現等、状況が日々変化しており、厚生労働省の専門家会合においては2月上旬にピークを超えたとする見解が示されましたが、静岡県においては未だ高止まりの状況にあると評価されており、学校運営上、引き続き厳しい状況にあると考えております。<br/>         本市においても、児童生徒や教職員の感染が確認される中、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、マスクの着用や合奏・合唱・部活動の中止、給食の黙食等の感染防止対策を徹底するとともに、学校毎の感染者数の状況に応じて学級閉鎖や学校閉鎖をすること等により、学校からの感染拡大防止に努めていく必要があると考えております。<br/>         一方で、学校生活における日々の授業や各種行事は、児童生徒の将来を形作る貴重な経験となりうるものと考えております。<br/>         このことから、各学校においては、感染防止対策の徹底を図りつつ、様々な工夫の下で可能な限り児童生徒に貴重な経験をさせてあげられるよう、努めてまいります。</p>  | <p>学校教育課</p> |
| 2月24日 | 3月7日  | <p><b>犬や猫のフンの放置や被害</b><br/>         私は開北小学校周辺に住んでいます。<br/>         通学路によく犬の糞が放置しており、靴や自転車で踏んでしまうことがあります。子供が登校時に踏んでしまうとそのまま学校に行く事になるのでとても気の毒です。放置され、踏まれた糞は数ヶ月アスファルトにこびりついたまま残ります。歩道は安心して歩ける場所であってほしいです。<br/>         また、野良猫による被害にも困っています。近くの公園などで野良猫に餌を与える人がいます。そのせいか、野良猫が多いです。公園の砂場で子供と遊んでいたら猫の糞が出てきたこともありました。ウイルスを持った猫の糞だったら、とても危険です。<br/>         自宅の花壇も被害に遭っています。植物ごと掘り返され、糞尿をされます。糞には毛が混じっているので猫のものわかりますし、実際に猫が土を掘り糞をしている所も見たことがあります。とても臭いです。<br/>         野良猫対策にいくらお金を使ったことか。それでも隙間があれば花壇やプランターを掘り返され、一生懸命作った野菜や花をダメにされることがあります。とても悲しいです。<br/>         こちらに投書した理由は、動物との向き合い方を広報で問題提起してほしいからです。<br/>         ペットの糞を片付けることは飼い主の義務ですと、広報に載っているのは知っていますが、扱いが小さすぎて気付かれていないような気がします。<br/>         野良猫に餌を与えることが、本当に最善の行いなのかということも餌を与える方に考えてほしいです。<br/>         私は、動物を嫌う人が増える行為ではないかと思えます。</p> | <p>犬の糞の適正処理に関しては、広報ぬまづへの掲載のほか、注意喚起の看板設置や自治会の巡回覧、市が委嘱する環境美化指導員と連携した市内巡回やチラシの配布などの啓発活動を実施しております。<br/>         また、路上の放置糞に対する取組として、京都府宇治市発祥の「イエローチョーク作戦」を、本市においても令和3年度から導入しています。この取組は、路上の放置糞をチョークで強調し日時を記録することで、歩行者へ放置糞を誤って踏まないように知らせるとともに、他者の目があることを飼い主に知らせて自己処理を促す効果が期待できるものと考えております。<br/>         次に、野良猫など屋外にいる猫への餌やりに関しては、餌やり自体は直ちに法令に違反する行為ではありませんが、居ついた猫の繁殖による頭数の増加は、鳴き声や糞等による生活環境への悪影響が懸念されるところです。<br/>         このことから、本市では動物愛護の観点から猫の室内飼いを推奨するとともに、地域全体で野良猫と共存しつつその減少を図る「地域猫活動」の普及啓発や無秩序な餌やりに対する指導等を、ボランティアの方々や保健所と連携して行っております。<br/>         更に、野良猫の増加を防止するため、本市独自で「沼津市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金」制度も実施しているところです。<br/>         本市といたしましては、このような取組をより多くの皆様にご案内いただき、改善が図られるよう、広報ぬまづへの掲載方法の工夫やチラシ、SNSの活用等により、一層効果的な周知・啓発に努めてまいります。</p> | <p>環境政策課</p> |



| 受付日   | 完了日   | 件名・内容  | 対応  | 担当課    |
|-------|-------|--|---|--------|
| 2月25日 | 3月10日 | <p><b>保育所の延長保育について</b><br/> 現在、沼津市管轄の保育所について、延長保育が19:00までになっているが、首都圏に通勤しているため、お迎えが間に合わずに合わない。首都圏と同様に20:00までの延長保育の検討をお願いしたいです。<br/> 子育てに対してのご理解をお願いしたいです。</p> | <p>このたびは、ご意見をいただき、ありがとうございました。<br/> 本市の公立保育所では、通常の保育時間の後、保護者の都合に合わせて、午後7時まで延長保育を実施し、子育て支援の充実を図っているところです。<br/> この時間をさらに延長し実施する場合には、保育士の体制整備や夜間の防犯対策など諸課題への対応が必要となるため、直ちにご要望にお応えすることは難しい課題ですが、今後、利用者のニーズや需要を踏まえ研究していきたいと考えております。</p> <p>また、保育園のお迎えなど、子育てを応援するために、沼津市では、ファミリー・サポート・センターを運営しております。<br/> 会員制の育児を助け合うボランティア組織となっておりますので、事務局までお問合せください。<br/> ○沼津市ファミリー・サポート・センター<br/> 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル4階<br/> 055-952-8078</p> | 子育て支援課 |